

生野区西部地域学校再編整備計画（案）

平成 28 年 2 月

生野区役所

目 次

1 . はじめに	1
(1) 経過	
(2) 対象となる学校	
2 . 生野区西部地域教育特区構想の実現に向けて	2
(1) すべての小学校をいったんリセットし、新たな学校づくりを推進	
(2) 安定的に持続可能な学校規模として、小中学校ともに学年複数クラスを確保	
(3) 新たな学校の場所は、いま学校がある場所の中から選定	
(4) 中学校区を単位に「1中学校 = 1小学校」を基本とした小中一貫した教育へ再編	
(5) 幼少期から中学校卒業までつながる安心な子育て環境づくりを推進	
(6) これまでの地域コミュニティを大切にしながら、新たな教育コミュニティを展開	
(7) 教育環境の充実や子育て支援体制づくりを推進	
(8) 学校跡地の防災機能の維持・充実と、まちの活性化のための活用	
(9) 安全・安心に登下校できる通学路の安全確保	
(10) 保護者・地域住民の参画による協議の場を設置	
3 . 新たな学校配置案	5
西部地域 5 中学校 12 小学校の新たな配置案 (図)	
4 . 学校配置案の検討経過	7
(1) 勝山中学校区及び鶴橋中学校区 (勝山中学校・鶴橋中学校 / 東桃谷小学校・勝山小学校・北鶴橋小学校・鶴橋小学校)	
(2) 大池中学校区 (大池中学校 / 御幸森小学校・中川小学校・舍利寺小学校 (一部))	
(3) 生野中学校区 (生野中学校 / 林寺小学校・生野小学校・舍利寺小学校 (一部) ・西生野小学校)	
(4) 田島中学校区 (田島中学校 / 田島小学校・生野南小学校)	
5 . 小中一貫したよりよい教育環境づくり	12
(1) 小中一貫した教育の推進	
(2) 児童生徒の状況に応じた教育の推進	
(3) 課外活動の充実	

6 . 教育環境の充実につながる安心な子育て環境づくり 13

- (1) より身近な子育て相談の機能充実
- (2) 子育て支援の充実のための取組
- (3) 次世代を担う子どもの地域・社会への貢献意識の醸成
- (4) 幼・保・小・中が連携した子ども・子育て支援の充実

7 . 学校の跡地活用方針 14

- (1) 防災拠点機能について
- (2) 本市事業について
- (3) 地域ニーズとまちづくりの観点からの小学校の跡地活用について

8 . 今後の進め方 17

新たな学校づくりに向けた今後の進め方（概略図）

1.はじめに

(1) 経過

生野区では「大阪市学校適正配置審議会答申」(平成22年2月)に基づき、教育環境に課題を抱える、クラス替えができない学年がある小学校(小規模校)の適正な教育環境の確保とあわせて、区独自に中学校の教育環境の確保に向けた取組を推進してきました。

これまでの取組では、平成25年度末に策定した「生野区小・中学校教育環境再編方針」に基づき、区民等への説明会やワークショップ等を開催し、その結果をふまえて、教育環境の充実やまちづくりの観点をふまえた新たな学校への再編を行うため、特に小規模校の喫緊の課題を有する区内西部地域での取組を重点化した「生野区西部地域教育特区構想」を教育委員会事務局と区で連携して平成27年7月に策定しました。

生野区西部地域教育特区構想では、小中一貫した教育環境を創るため中学校区を基本に学校配置の再構築を行うとともに、幼少期から中学校卒業まで地域ぐるみで関わりを持ち、安心して子育てができるまちづくりの実現、さらには災害に強いまちに向けた環境整備なども見据えた新たな学校づくりをまちづくりとあわせて進めることとしています。

この構想に基づき、生野区西部地域における具体的な学校再編の考え方、新たな学校の配置案や跡地活用の考え方、今後の進め方などをまとめ「生野区西部地域学校再編整備計画」として策定しました。

(2) 対象となる学校

ア 小学校(12校)

北鶴橋小学校 御幸森小学校 鶴橋小学校 東桃谷小学校 勝山小学校
林寺小学校 生野小学校 中川小学校 田島小学校 舍利寺小学校
生野南小学校 西生野小学校

イ 中学校(5校)

大池中学校 勝山中学校 生野中学校 田島中学校 鶴橋中学校

参考

〔これまでの取組〕H26.3以降

H26.3月	「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」策定 「生野区小・中学校教育環境再編方針『学校配置の見直しについて』」策定
H26.5~7月	「生野区小・中学校教育環境再編方針『学校配置の見直しについて』」説明会
H26.9~10月	出前講座「生野区小・中学校教育環境再編方針『学校配置の見直しについて』」
H26.2~27.8月	「これからの教育環境を考えるワークショップ」
H27.4月	大阪市総合教育会議「今後の学校適正配置の進め方について」
H27.7月	「生野区西部地域教育特区構想」策定
H27.9~12月	「生野区西部地域教育特区構想」説明会・出前講座

2. 生野区西部地域教育特区構想の実現に向けて

「生野区西部地域教育特区構想」

1. まちの将来を見据えながら、幼少期から中学卒業までを全体として捉え、小中一貫したより良い教育環境を創ります
2. 教育環境や子育て充実等に関する様々なメニューの導入を検討します
3. 学校の跡地利用については、地域ニーズを踏まえながら、まちづくりの観点から検討します
4. これまでの学校適正化での取組みを踏まえて、円滑な移行を図ります
5. 新たな学校づくりには、保護者、地域住民、学校の参画協働による取組みを推進します

特区構想「1. まちの将来を見据えながら、幼少期から中学卒業までを全体として捉え、小中一貫したより良い教育環境を創ります」の実現に向けて、

(1) すべての小学校をいったんリセットし、新たな学校づくりを推進

- ・ 生野区の小学校の教育環境再編にかかる学校統合には、“吸収する””吸収される“という概念はありません。従来からある学校を活用し、所在地や見た目は同じであっても、新たな学校に生まれ変わり、新たな校区のみなさんの学校となります。
- ・ 新たな学校の校名や特色づくりなど、どのような学校にしていくのかは、これまで培ってきた各校の文化や取組などを活かしながら、対象となる校区のみなさんと一緒につくり上げていくこととなります。

(2) 安定的に持続可能な学校規模として、小中学校ともに学年複数クラスを確保

- ・ 子どもにとってのよりよい教育環境を提供するために、また、集団活動を通して得られる人と協調する力や困難な問題に対応する力など社会性の育成につなげられるように、小中学校ともに全ての学年でクラス替えが可能となる、各学年複数クラスを将来にわたって安定的に維持できる学校規模に再編します。

(3) 新たな学校の場所は、いま学校がある場所の中から選定

- ・ 戦前からの街並みが残り密集住宅市街地である生野区で、学校に必要な広大な土地を確保することは極めて困難です。
新たな用地を取得するとなれば、地権者の特定から交渉、権利移転など長い年月と莫大な費用が生じることとなり、本市の緊迫した財政状況の基では、現実的な方策ではありません。
- ・ 密集住宅市街地において広大な面積を有する「いま学校がある場所」は貴重な財産です。子どもにとってのよりよい教育環境をより早く、より確かに実現するために、この貴重な財産を有効活用します。

(4) 中学校区を単位に「1 中学校 = 1 小学校」を基本とした小中一貫した教育へ再編

- ・ 子どもが健やかに育っていく上で、小学校だけでなく、幼少期から義務教育を終える中学校卒業までトータルで子どもの成長を考えていくことが大切であると考え、これまで培ってきた人、モノ、文化を共有している中学校区を単位に、「1 中学校 = 1 小学校」を基本として小中一貫した教育環境へ再編します。
- ・ なお、小学校 1 年から中学校 3 年までが同じ施設で 9 年間通して学ぶ「施設一体型小中一貫校」ではなく、まずは小学校と中学校がそれぞれ学校として独立して機能する「連携型」や「隣接型」の小中一貫教育校の設置を進め、小中連携をさらに深めることにより、小中学生の学力・体力の向上をめざします。

(5) 幼少期から中学校卒業までつなげる安心な子育て環境づくりを推進

- ・ 子育てに関する不安を軽減し、安心して子育てができるよう、区役所、学校園、関係機関が有機的に連携し、地域における多様な活動主体とも連携しながら、幼少期から中学校卒業までの子どもの成長を社会全体で支える子育て環境づくりに取り組みます。

(6) これまでの地域コミュニティを大切にしながら、新たな教育コミュニティを展開

- ・ 学校、家庭、地域が密に連携して総がかりで子どもを育む教育コミュニティを強化するためには、現在の地域の繋がりである地域まちづくり協議会の単位を崩さず、お互いを尊重しあってその良さを活かし、協力して子どもを育み、中長期的な観点で地域を活性化していくことが大切です。
- ・ まちづくりの観点からも、人と地域のつながりを活かしながら子どもの成長に応じた地域の見守りや教育活動支援が展開できるよう新たな教育コミュニティの単位は中学校区として取り組みます。
- ・ 特に中学生については、近い将来に地域社会の一員として防災やまちづくりの担い手としても重要な役割を担っていくこととなります。

これらの中学生が、社会性や規範意識の育成の観点を大切に、地域コミュニティと積極的に関わりを持てるよう、中学校区単位での地域と連携したイベントや防災訓練の実施など、これまで以上に中学校と地域の関わりづくりが進められるよう取り組みます。

特区構想「2. 教育環境や子育て充実等に関する様々なメニューの導入を検討します」の実現に向けて、

(7) 教育環境の充実や子育て支援体制づくりを推進

- ・ 小中一貫した教育の充実に向けた特色ある教育内容の導入や、効果的な学習指導、さらには、生活指導上の課題を抱える子どもへの十分な対応を図るための体制を整備します。
- ・ 安心して子育てが行えるよう、保護者や地域住民が、身近な場所で未就学児から中学生まで幅広い子どもに関しての相談ができる機会を設けます。
- ・ なお、中学校給食の充実については、教育委員会事務局が実施する中学校給食事業において、順次、自校調理方式もしくは親子方式への移行を進めます。

特区構想「3. 学校の跡地利用については、地域ニーズを踏まえながら、まちづくりの観点から検討します」の実現に向けて、

(8) 学校跡地の防災機能の維持・充実と、まちの活性化のための活用

- ・ 小学校跡地については、当該地域における防災拠点機能の代替手段が見つかるまでの間は、地域の防災拠点として引き続き活用できるようにします。
- ・ また、地域ニーズに応じて、地域のコミュニティ支援やまちの活性化のためにも活用します。
- ・ 学校跡地の新たな活用方法やその手法については、新たな中学校区ごとの「学校設置協議会」設置後に、当該地域の住民のみなさんと検討のための場を設け、意見交換を行っていきます。

特区構想「4. これまでの学校適正化での取組みを踏まえて、円滑な移行を図ります」の実現に向けて、

(9) 安全・安心に登下校できる通学路の安全確保

- ・ 子どもが安全・安心に登下校できるよう、新たな通学路の安全対策について、学校、区役所、教育委員会事務局が一体となり、保護者、地域住民とともに、本市関係部局や警察等の関係機関とも連携して取り組みます。
- ・ 通学距離については、大阪市では徒歩で小学校は2.0km、中学校は3.0kmを上限の目安としています。生野区では、この目安をふまえつつ、さらに、小中学校ともに直線距離で、現在の校区で最長の約1.5km以内で設定します。

特区構想「5. 新たな学校づくりには、保護者、地域住民、学校の参画協働による取り組みを推進します」の実現に向けて、

(10) 保護者・地域住民の参画による協議の場を設置

- ・ 現小学校区の保護者や地域住民のみなさんに対して学校配置案や協議の進め方についての合意を得たのち、具体的な協議を行う「学校設置協議会」を新たな中学校区単位で設置し、新しい学校づくりを進めます。

3. 新たな学校配置案

(5 中学校 12 小学校 4 中学校 4 小学校)

勝山中学校区及び鶴橋中学校区

< (仮称) A 小学校 >



< (仮称) A 中学校 >



大池中学校区

< (仮称) B 小学校 >

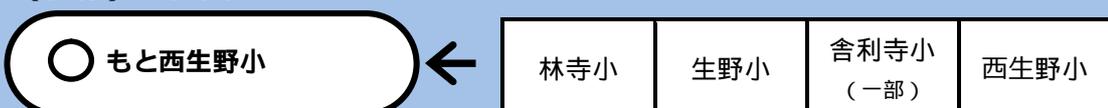


< 大池中学校 >



生野中学校区

< (仮称) C 小学校 >



< 生野中学校 >



田島中学校区

< (仮称) D 小学校 >



< 田島中学校 >

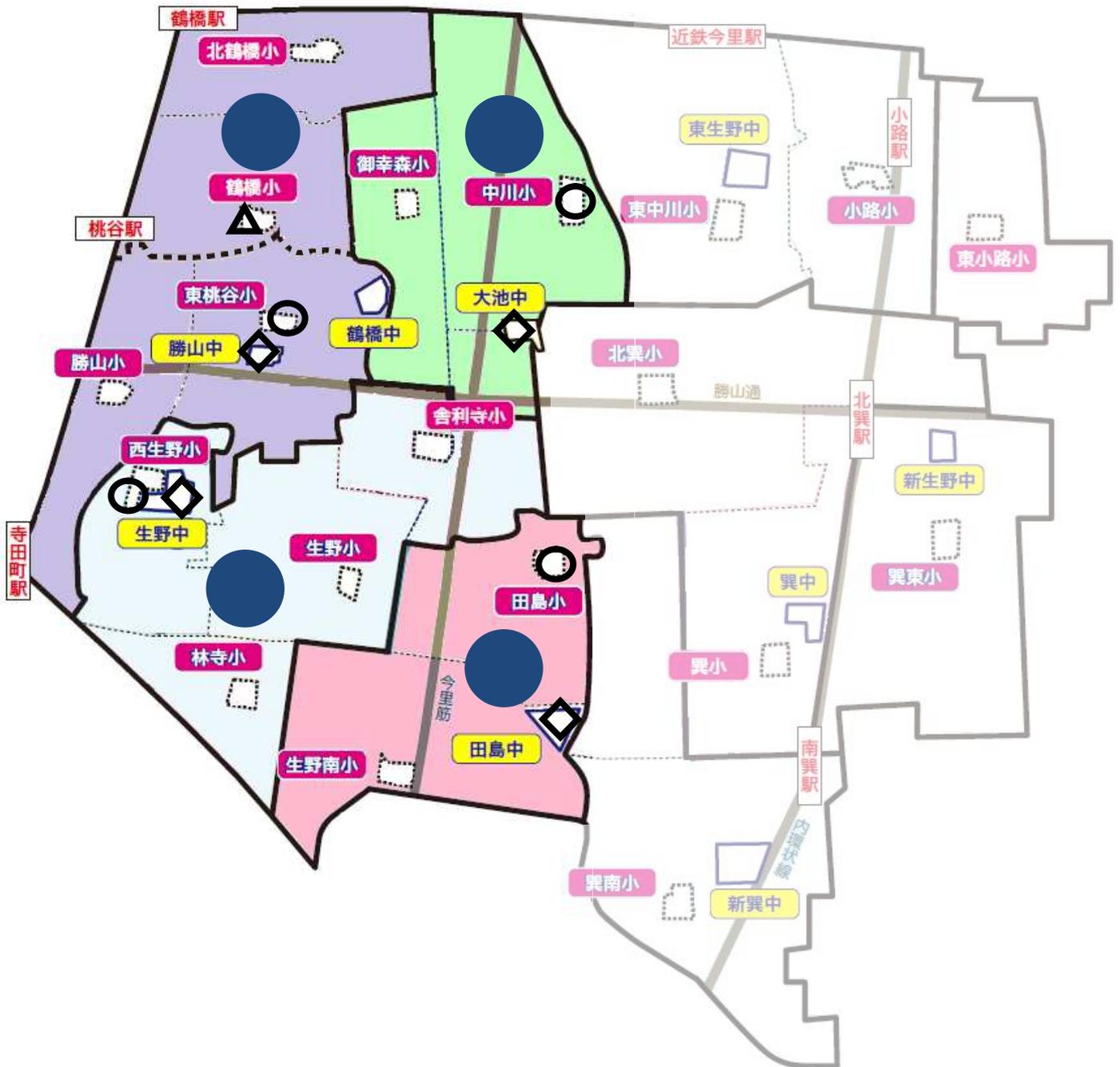
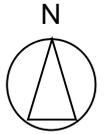


凡 例

新たな小学校の施設として活用

新たな中学校の施設として活用

新たな中学校の第2運動場として活用

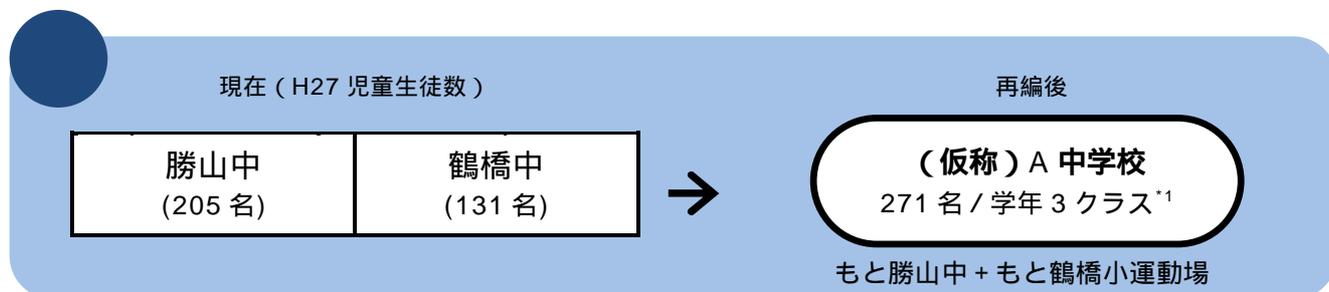


詳細な通学区域は、別冊資料「2.小学校及び中学校通学区域一覧（生野区西部地域）」を参照

4. 学校配置案の検討経過

(1) 勝山中学校区及び鶴橋中学校区

ア 鶴橋中学校の再編 [(仮称) A 中学校]



¹ 児童生徒数は平成31年度に新学校が開校した場合の推計
(別冊資料 P.1「1.(1)ア 児童生徒数の推移」参照)

(ア) 生徒数の推移と鶴橋中学校の学校規模

(別冊資料 P.1「1.(1)ア 児童生徒数の推移」参照)

- ・ 鶴橋中学校の生徒数(推計)については、平成28年度以降減少を続け、平成30年度以降は全学年1学級となりその後も増加する見込みはないことから、安定的に持続可能な学校規模(各学年複数クラス)を確保するため、隣接する勝山中学校または大池中学校との再編を検討する必要があります。
- ・ あわせて、鶴橋中学校区の北鶴橋小学校、鶴橋小学校についても、生野区西部地域教育特区構想に基づく小中一貫した教育の充実を図るため、隣接する中学校区の小学校との再編を行います。

(イ) 鶴橋中学校の再編(「(仮称) A 中学校」の配置)

(別冊資料 P.2「1.(1)イ 鶴橋中学校の再編に関するシミュレーション」参照)

- ・ 鶴橋中学校、勝山中学校、大池中学校の校地面積に大きな差は見られませんが、再編後の通学の距離(直線距離)が最も短く、最寄の小学校と隣接するという立地的な利点を活かした高い小中連携効果が期待できることから、「もと勝山中学校」に新たな中学校となる「(仮称) A 中学校」を設置します。
- ・ 運動場については、再編後の中学校において部活動などさらに充実した教育活動に役立てるために、「(仮称) A 中学校」より最も移動距離が短い「もと鶴橋小学校運動場」を第2運動場として使用します。

(ウ) 鶴橋中学校の跡地について

- ・ 現在の進学元小学校である北鶴橋・鶴橋小学校の校区外に位置し、地域コミュニティの活動圏域と重なりが薄いことから、生野区西部地域教育特区構想の具現化に向け、子どもの将来の教育環境づくりの原資として、大阪市の未利用地活用の考え方にもとづき、処分・有効活用を行います。

イ 東桃谷小、勝山小、北鶴橋小、鶴橋小の再編 [(仮称) A 小学校]



¹ 児童生徒数は平成31年度に新学校が開校した場合の推計
(別冊資料 P.1「1.(1)ア 児童生徒数の推移」参照)

(ア) 再編の対象となる小学校 [(仮称) A 小学校]

- ・ 「もと勝山中学校区」の2つの小学校(東桃谷小、勝山小)と「もと鶴橋中学校区」の2つの小学校(北鶴橋小、鶴橋小)の4つの小学校で再編を行います。
- ・ 勝山中学校と鶴橋中学校を再編して「もと勝山中学校」に設置する新たな「(仮称)A 中学校」との「1中学校 = 1小学校」による小中一貫した教育の充実を図る観点から、「(仮称) A 小学校」を配置します。

(イ) 「(仮称) A 小学校」の配置

(別冊資料 P.2「1.(1)ウ 勝山中及び鶴橋中学校区の小学校の設置場所に関するシミュレーション」参照)

- ・ 「もと勝山中学校」に設置する「(仮称)A 中学校」と隣接するという立地的な利点を活かし、高い小中連携効果が期待できること、校区の中で最長となる通学の距離(直線距離)が最も短く、また校地面積が最も広く再編後の児童数に対応可能な規模を有する点から、「もと東桃谷小学校」に新たな小学校となる「(仮称) A 小学校」を設置し、「隣接型」の小中一貫校とします。

(ウ) 「隣接型」の小中一貫した教育

- ・ 「隣接型」の小中一貫教育を行っていく上で、より効果的に小中連携を図るための手法などについて、今後、学校設置協議会の場でのご意見をふまえ、より具体的な検討を進めます。

(P.17「8. 今後の進め方」参照)

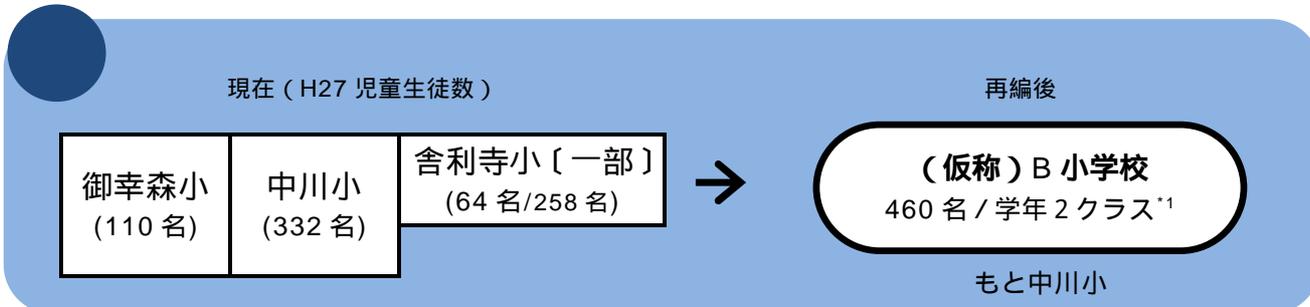
(エ) 跡地活用の検討

- ・ 「もと勝山小学校」、「もと北鶴橋小学校」、「もと鶴橋小学校(校舎部分)」については、今後、当該地域住民のみなさんとともに、跡地活用の方法や用途について検討を行います。

(P.14「7. 学校の跡地活用方針」参照)

(2) 大池中学校区

ア 御幸森小、中川小、舍利寺小(一部)の再編 [(仮称)B小学校]



¹ 児童生徒数は平成31年度に新学校が開校した場合の推計
(別冊資料 P.3「1.(2)ア 児童生徒数の推移」参照)

(ア) 再編の対象となる小学校 [(仮称)B小学校]

- ・ 大池中学校区の3つの小学校(御幸森小、中川小、舍利寺小の一部)で再編を行います。
- ・ 舍利寺小学校については、現在は住所地により大池中学校と生野中学校に進学先が分かれており、このことが新たな「1中学校=1小学校」による小中連携を進めるうえで大きな課題となっているため、現在大池中学校に進学する「舍利寺小学校区の北側部分」については、新しい「(仮称)B小学校区」として再編します。

(別冊資料「2.小学校及び中学校通学区域一覧(生野区西部地域)」参照)

- ・ 大池中学校と「1中学校=1小学校」による小中一貫した教育の充実を図る観点から、「(仮称)B小学校」を配置します。
- ・ なお、舍利寺小学校については大池中学校及び「(仮称)B小学校」の校区外に位置するため、大池中学校下での新しい学校用地としての検討の対象外とします。

(イ)「(仮称)B小学校」の配置

(別冊資料 P.3「1.(2)イ 大池中学校区の小学校の設置場所に関するシミュレーション」参照)

- ・ 立地的に大池中学校から最も近く、小中連携効果がより期待できること、さらに、校地面積がより広く再編後の児童数に対応可能な規模を有する点から、「もと中川小学校」に新たな小学校となる「(仮称)B小学校」を設置し、「連携型」の小中一貫校とします。

(ウ)「連携型」の小中一貫した教育

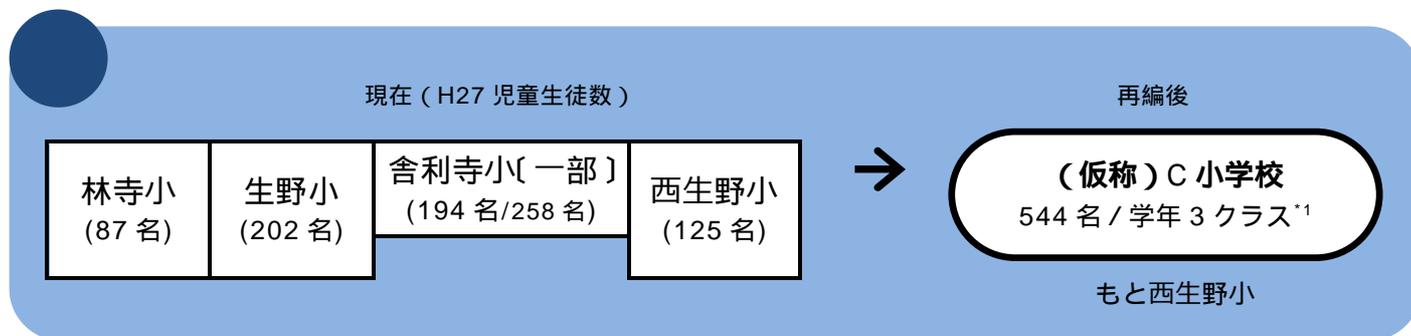
- ・ 小中学校間で約450mの距離があり「連携型」の小中一貫教育を行っていく上で、より効果的に小中連携を図るための手法などについて、今後、学校設置協議会の場でのご意見をふまえ、より具体的な検討を進めます。
(P.17「8.今後の進め方」参照)

(エ) 跡地活用の検討

- ・ 「もと御幸森小学校」については、今後、当該地域住民のみなさんとともに、跡地活用の方法や用途について検討を行います。
(P.14「7.学校の跡地活用方針」参照)

(3) 生野中学校区

ア 林寺小、生野小、舍利寺小(一部)、西生野小の再編 [(仮称)C小学校]



¹ 児童生徒数は平成31年度に新学校が開校した場合の推計
(別冊資料P.4「1.(3)ア 児童生徒数の推移」参照)

(ア) 再編の対象となる小学校 [(仮称)C小学校]

- ・ 生野中学校区の4つの小学校(林寺小、生野小、舍利寺小の一部、西生野小)で再編を行います。
- ・ 舍利寺小学校については、現在は住所地により生野中学校と大池中学校に進学先が分かれており、このことが新たな「1中学校=1小学校」による小中連携を進めるうえで大きな課題となっているため、現在生野中学校に進学する「舍利寺小学校区の南側部分」については、「(仮称)C小学校区」として再編します。
(別冊資料「2.小学校及び中学校通学区域一覧(生野区西部地域)」参照)
- ・ 生野中学校と「1中学校=1小学校」による小中一貫した教育の充実を図る観点から、「(仮称)C小学校」を配置します。

(イ)「(仮称)C小学校」の配置

(別冊資料 P.4「1.(3)イ生野中学校区の小学校の設置場所に関するシミュレーション」参照)

- ・ 中学校と隣接するという立地的な利点を活かした高い小中連携効果が期待できること、最も校地面積が広く再編後の児童数に対応可能な規模を有する点から、「もと西生野小学校」に新たな小学校となる「(仮称)C小学校」を設置し、「隣接型」の小中一貫校とします。

(ウ)「隣接型」の小中一貫した教育

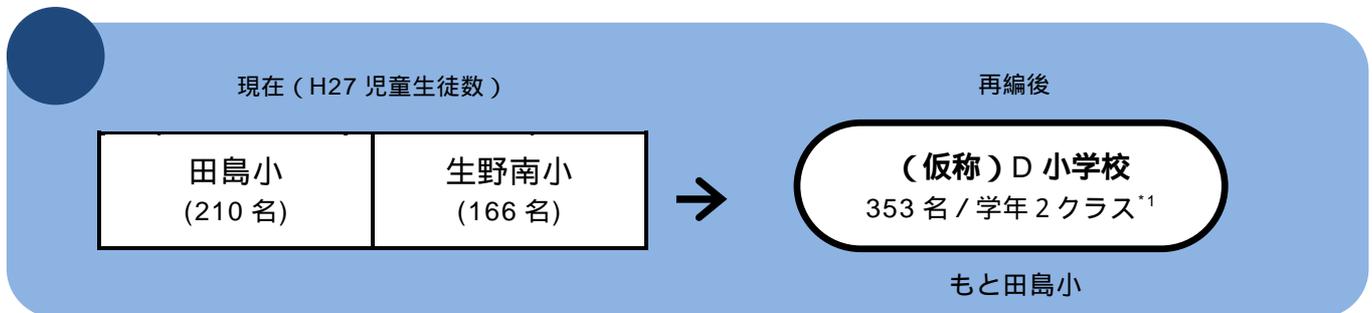
- ・ 「隣接型」の小中一貫教育を行っていく上で、より効果的に小中連携を図るための手法などについて、今後、学校設置協議会の場でのご意見をふまえ、より具体的な検討を進めます。
(P.17「8.今後の進め方」参照)

(エ) 跡地活用の検討

- ・ 「もと林寺小学校」、「もと生野小学校」、「もと舍利寺小学校」については、今後、当該地域住民のみならずとともに、跡地活用の方法や用途について検討を行います。
(P.14「7.学校の跡地活用方針」参照)

(4) 田島中学校区

ア 田島小、生野南小の再編 [(仮称)D小学校]



¹ 児童生徒数は平成31年度に新学校が開校した場合の推計
(別冊資料 P.5「1.(4)ア 児童生徒数の推移」参照)

(ア) 再編の対象となる小学校 [(仮称)D小学校]

- ・ 田島中学校区の2つの小学校(田島小、生野南小)で再編を行います。
- ・ 田島中学校と「1中学校 = 1小学校」による小中一貫した教育の充実を図る観点から、「(仮称)D小学校」を配置します。

(イ)「(仮称)D小学校」の配置

(別冊資料 P.5「1.(4)イ 田島中学校区の小学校の設置場所に関するシミュレーション」参照)

- ・ 田島小学校と生野南小学校では校地や運動場の広さ、再編後の通学の距離(直線距離)に大きな差は見られませんが、立地的に田島中学校から比較的近く、より高い小中連携効果が期待でき、また、施設の防音対策等を要しないことから、「もと田島小学校」に新たな小学校となる「(仮称)D小学校」を設置し、「連携型」の小中一貫校とします。

(ウ)「連携型」の小中一貫した教育

- ・ 小中学校間で約560mの距離があり「連携型」の小中一貫教育を行っていく上で、より効果的に小中連携を図るための手法などについて、今後、学校設置協議会の場でのご意見をふまえ、より具体的な検討を進めます。

(P.17「8.今後の進め方」参照)

(エ) 跡地活用の検討

- ・ 「もと生野南小学校」については、今後、当該地域住民のみなさんとともに、跡地活用の方法や用途について検討を行います。

(P.14「7.学校の跡地活用方針」参照)

5 . 小中一貫したよりよい教育環境づくり

小学校入学から中学校卒業までの途切れることのない連続した教育プログラムの実現と、子どもにとっての魅力ある学校づくりを共に連携し進める小中学校の取組を支援します。

具体的には、現在の中学校区を基本単位としつつ、さらには中学校区相互での統合もふまえ、学校長が児童生徒の実態に応じた教育活動を展開できるよう、きめ細かな教育活動の提供を可能とする新たな小中一貫した教育を一から構築するため、開校以降の初動時における体制の確保を図るとともに、各学校の状況に応じた支援体制づくりに取り組みます。

(1) 小中一貫した教育の推進

小学校と中学校が一貫校として、学力向上や生徒指導に系統立てて取り組むことによって、児童生徒一人ひとりの義務教育 9 年間を経年的・継続的に把握し、きめ細かな支援が可能となります。

また、小・中学校教員の専門性を活かして、教科担任制の導入など教科指導の充実に取り組みます。

(2) 児童生徒の状況に応じた教育の推進

学校再編後の児童生徒をきめ細かくサポートできる体制を構築します。例えば児童生徒の学習進度に応じて、習熟度別指導の充実や学習支援のためのサポーターの配置など、学校長が児童生徒の実態に応じた教育活動を展開できるように支援します。

また、読書活動の充実や学校図書館の活性化など、学校長の特色ある取組を支援します。

(3) 課外活動の充実

小中一貫校の強みを生かした小学校高学年からの部活動などに加え、技術指導者の招へいや民間委託による充実に取り組みます。

学習習慣の確立に向けて、学校を活用した放課後学習や民間事業者を活用した取組など、放課後学習の充実に取り組みます。

6 . 教育環境の充実につながる安心な子育て環境づくり

(1) より身近な子育て相談の機能充実

保護者とともに、子どもの成長を見守りながら身近な地域での子育て支援ができるよう、例えば、区子育て相談室と連携し、幼少期から中学生まで幅広い子どもに関する保護者からの相談に対応できる窓口機能を小学校に設けるなど相談機能の充実に取り組みます。

(2) 子育て支援の充実のための取組

ア 親と子ども双方にとって、人とひとのつながりに結びつく交流の場づくり

これまでから取り組まれている子育てサロンなど子育て中の親の交流の場への支援を強化するとともに、新たな小学校区を単位に情報提供や情報交換など、親と子どもの双方にとって、小学校就学後の人とひとのつながりに結びつくような交流の場づくりに取り組みます。

イ 子どもの健全育成の取組の充実

家庭や学校生活などさまざまな理由が子どもの成長に影響をきたすなど、子どもの成長を取り巻く環境が複雑化しているなかで、課題を抱える子どもの居場所づくりなど子どもの健全育成への取組を充実します。

(3) 次世代を担う子どもの地域・社会への貢献意識の醸成

次世代を担う子どもの地域・社会への貢献意識の醸成に向けて、地域や市民活動団体と協働し、文化・芸術活動、地場産業の紹介など多様な情操教育の場を提供します。

(4) 幼・保・小・中が連携した子ども・子育て支援の充実

公立・私立を越えて、区内の幼稚園長、保育所園長、小学校長、中学校長と区役所関係部署が一堂に会し、専門的な観点から、子育てや家庭教育、教育指導などの意見交換を行う「生野区教育保育連絡会」を引き続き定期的開催し、実態に応じた対策の検討や取組を推進します。

7. 学校の跡地活用方針

- ・ 小学校についてはこれまでから地域コミュニティの核としての役割を果たしてきたことをふまえ、地域住民のみなさんの意見を尊重しながら、校舎のみの活用、運動場（体育館）のみの活用、施設全体の活用など跡地活用の方法や用途、さらには多様な運営手法から検討していきます。
- ・ 中学校については、大阪市の未利用地活用の考え方にもとづき、処分・有効活用を検討していきます。

（１）防災拠点機能について

小学校跡地は、引き続き防災拠点として活用します。ただし、他の施設等で代替機能が確保できた場合には適宜見直しを行っていきます。

（２）本市事業について

現在、各学校単位で実施している本市事業については、次のとおり取り扱うこととします。

- ア 小学校で実施している「はぐくみネット～小学校区教育協議会～事業」及び中学校で実施している「学校元気アップ地域本部事業」については、学校ごとに設置することとされているため、再編後の新たな学校単位で運営委員会を組織し、運営することとなります。
- イ 小学校で実施している生涯学習ルーム事業及び小中学校で実施している学校体育施設開放事業については、再編にともなって新たな学校ごとに運営委員会を設置し、運営方法を決定していただく必要がありますが、これまでの各事業の活動状況などを十分に勘案し、活動に大きな支障をきたさないよう活動場所や必要経費の確保などについて検討します。

（３）地域ニーズとまちづくりの観点からの小学校の跡地活用について

小学校が地域コミュニティ活動の拠点施設として、これまでから活用されてきたことをふまえつつ、さらには跡地の利活用によって地域のまちづくりやにぎわいづくりなど地域の活性化にもつながることをふまえて検討することが重要となります。

ア 学校跡地検討会議の設置

- ・ 検討対象となる小学校が住宅地にあり、利活用の内容によって、地域の住環境に大きな影響を与えることも懸念されることから、利活用の検討にあたっては地域住民のみなさんの意見をふまえることが重要です。
- ・ そのため、跡地が生じる小学校区ごとに、当該地域の地域まちづくり協議会より選出いただいた地域住民のみなさんによる「学校跡地検討会議」を設置し、検討を行います。
- ・ なお、設置及び検討は、新たな中学校区の「中学校区学校設置協議会」設置後に行います。

イ 地域コミュニティ活動の拠点の検討について

- ・ 現在、小学校で実施されている地域の夏祭りやもちつき大会など各種地域行事については、地域コミュニティの維持・振興に重要な役割を果たしてきたことから、継続的な活用が望ましいと考えられます。
- ・ ただし、地域のみでの活用となれば、跡地の維持管理を地域で担っていただくこととなります。それ自体が地域コミュニティの醸成を促す活動になることを期待はできますが、一方で跡地全体を有効に利用するだけの需要を生み出すことが非常に難しいといった課題も生じます。
- ・ したがって、跡地については地域コミュニティ活動の拠点としてだけでなく、その他の用途との複合的な利活用も併せた検討が必要です。

ウ まちづくりの観点からの検討について

- ・ 地域のまちづくり活動やにぎわいづくりなどの拠点として跡地を複合的に利活用する場合は、民間事業者（企業、公益法人、NPO など）への貸付や使用承認を含めた活用方策を検討することとなります。
- ・ 民間事業者が管理運用する際は広く一般から募集することとなりますが、この場合には、例えば、利活用の内容が学校跡地の転用にふさわしいものであること、地域の防災拠点機能を有すること、地域の住環境に大きな影響を及ぼさないことなどの条件も「学校跡地検討会議」で検討することとなります。

< 跡地活用方法とその管理形態（主体）の例 >

管理主体

地域団体・NPO、公益法人

非営利で、地域のニーズにきめ細かく対応したサービスの提供。

民間企業

営利を目的としたレストラン、宿泊施設など、民間企業のノウハウを活かすことのできる用途として活用。

地方公共団体

活用方法

用途	活用例
住民の多様な活動や交流を支援するための用途	まちの魅力発信や文化・芸術活動の拠点、子育て支援の拠点、市民団体の活動拠点
新たな人材育成に寄与するための用途	社会教育施設、体験型学習や研修宿泊施設、スポーツ振興施設
住民の参画により、区内の経済活性化に寄与するための用途	コミュニティビジネス支援拠点、ものづくり支援拠点、観光施設
高齢者や障がい者の地域社会への参画を支援するための用途	福祉施設、多世代交流施設、障がい者就業支援施設
住民の就業支援や新たなビジネスの開拓を支援するための用途	NPOの活動拠点、ベンチャー企業への貸しオフィス
地域の人口増加に寄与するための用途	マンション、商業施設